

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なもので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を十津川村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不明な者の氏名

玉中富美子

串崎藤四郎

寺本正市

安永兼次郎

二 通知の要旨

1 平成三十年三月奈良県告示第四百九十号に係る保安林予定森林について、平成三十年農林水産省告示第二千五十六号をもって保安林に指定されたので、森林法第三十三条第三項の規定により通知する。

2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成三十年三月奈良県告示第四百九十号による。